

☆介護予防通所リハビリテーション実施加算【要支援1・2の方】

運動器機能向上加算	225円/月
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定金額に4.7%を乗じた金額
特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定金額に2.0%を乗じた金額
入間市地域区分	所定金額に10.33/10乗じた金額
新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価	基本報酬に0.1%上乗せする。（令和3年9月末まで）

※開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合

要支援1=20単位を減算/月・要支援2=40単位を減算/月

※介護保険負担割合証2割の場合は2倍になります。

※介護保険負担割合証3割の場合は3倍になります。

☆デイケアの加算【要介護1～5の方】

入浴介助加算（Ⅰ）	40円/日
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/日（退院・退所日又は認定日から起算して3ヶ月以内実施）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	240円/日（通所開始日から起算して3ヶ月以内週2回まで実施） *体操手芸（ぬりえ、編み物など）歌、計算、日常生活動作訓練、クイズなど 個々の対象者にあわせて行います。
重度療養管理加算	100円/日
送迎を行わない場合（片道）	47円/片道減額
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定金額に4.7%を乗じた金額
特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定金額に2.0%を乗じた金額
入間市地域区分	所定金額に10.33/10乗じた金額
新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価	基本報酬に0.1%上乗せする。（令和3年9月末まで）

※介護保険負担割合証2割の場合は2倍になります

※介護保険負担割合証3割の場合は3倍になります

令和3年4月1日作成

介護老人保健施設アヴニール